

独立行政法人大学入試センター寄附金取扱規則

平成17年8月30日
規則第14号

改正 平成19年3月30日規則第18号

改正 平成31年4月30日規則第18号

改正 令和2年3月31日規則第114号

改正 令和4年3月31日規則第29号

独立行政法人大学入試センター寄附金取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）における調査研究及びセンターの管理運営等を目的とした寄附金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「寄附金」とは、センターにおける調査研究の奨励及び管理運営等の充実に資するため、寄附者から受け入れる現金、小切手、郵便為替証書をいう。

(寄附金の受入制限)

第3条 次の各号の一に該当する条件が付されている寄附金は、受け入れることができないものとする。

- 一 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること。
- 二 寄附金による調査研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- 三 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- 四 寄附の申込み後、寄附者の意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- 五 寄附金を受け入れることによって著しい経費負担が伴うもの
- 六 その他理事長がセンターにおける調査研究上又は管理運営上特に支障があると認める条件が付されていること。

(申込み手続)

第4条 理事長は、寄附金の申込みがあったときは、寄附金申込書（別紙第1号様式）の提出を受け取るものとする。

(受入れの決定及び通知)

第5条 理事長は、前条の寄附の申込みがあった場合において、その内容が適切であると認めるときは、別紙第2号様式により寄附者に対し受入れの決定を通知するとともにその旨を出納役に通知するものとする。

2 出納役は、前項の通知を受けたときは、寄附者に対し別紙第3号様式により寄附金の納付を依頼するものとする。

(寄附金の使途の変更及び移換え)

第6条 理事長は、寄附金の使途を変更する場合、寄附目的終了後に残金について新たに目的を定

める場合又は研究者の転出等により他の研究機関等に移換えの必要が生じた場合は、寄附者の意向を確認した後、行うものとする。

(寄附者への報告)

第7条 理事長は、寄附者の求めに応じ、当該寄附金によって調査研究した成果及び収支決算の報告をすることができるものとする。

(証明書の交付)

第8条 寄附者から当該寄附金に係る法人税法上の寄附金相当額の損金算入又は税法上の寄附金控除等の取扱いを受けるため、証明の依頼があった場合は、理事長が当該証明書を交付するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年8月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月30日)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。